議第16号

令和６年度滋賀県水道用水供給事業会計予算

（総　則）

第１条　令和６年度滋賀県の水道用水供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給　水　市　町　　近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町および竜王町

(2) 年間総給水量　　47,468,250立方メートル

(3) 1日平均給水量　　130,050立方メートル

(4) 主要な建設改良事業

更新工事

（収益的収入および支出）

第３条　収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

款	項	金　　額
1　水道用水供給事業収益		千円 5,010,400
	1　営　業　収　益	4,552,089
	2　営　業　外　収　益	458,311

支　　出

款	項	金　　額
1　水道用水供給事業費用		千円 4,991,300
	1　営　業　費　用	4,571,120
	2　営　業　外　費　用	420,180

（資本的収入および支出）

第４条　資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,296,900千円は、減債積立金57,373千円、建設改良積立金 100,000千円、過年度分損益勘定留保資金 1,978,875千円ならびに消費税およ

び地方消費税資本的収支調整額 160,652千円で補塡するものとする。）

収　　入

款	項	金　　額
1　資　本　的　収　入		千円 244,100
	1　企　　業　　債	93,600
	2　補　　助　　金	139,503
	3　諸　　収　　入	10,997

支　　出

款	項	金　　額
1　資　本　的　支　出		千円 2,541,000
	1　建　設　改　良　費	1,825,412
	2　企　業　債　償　還　金	647,059
	3　固　定　資　産　購　入　費	68,529

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
水道用水建設事業 （吉川浄水場沈殿池覆蓋設備設置工事）	令和7年度	65,000千円
水道用水改良事業 （水道メーター更新工事）	令和6年度から 令和7年度まで	45,045千円
水道用水改良事業 （円山分水所流量計室バイパス管更新工事）	令和6年度から 令和7年度まで	33,000千円

事　　項	期　　間	限　度　額
水道用水改良事業（日野ライン松尾工区等管路更新工事）	令和7年度	150,000千円
水道用水改良事業（日野ライン村井西大路工区等管路更新工事）	令和7年度	130,000千円
水道用水改良事業（蒲生日野ライン合戸工区等管路更新工事）	令和7年度	280,000千円
水道用水改良事業（八日市蒲生ライン横山工区等舗装本復旧工事）	令和7年度	40,000千円
水道用水改良事業（八日市蒲生ライン上羽田3工区管路更新工事）	令和7年度	130,000千円
水道用水改良事業（竜王ライン横山工区等舗装本復旧工事）	令和7年度	30,000千円
水道用水改良事業（竜王ライン葛巻工区等管路更新工事）	令和7年度	250,000千円
水道用水改良事業（長峰ライン宮川工区等管路更新工事）	令和7年度	160,000千円
水道用水改良事業（馬渕浄水場ろ過池更新工事）	令和6年度から令和8年度まで	714,069千円
水道用水改良事業（水口浄水場自家発電設備等中央監視機能増設工事）	令和6年度から令和7年度まで	65,065千円
水道用水改良事業（水口浄水場次亜塩注入ポンプ更新工事）	令和6年度から令和8年度まで	70,554千円

事　　項	期　　間	限　度　額
水道用水改良事業（水口浄水場無停電電源装置等更新工事）	令和7年度	78,386千円
水道用水改良事業（水口浄水場自家発電設備等更新工事）	令和7年度から令和8年度まで	880,000千円
水道用水改良事業（蒲生日野ライン等管路更新工事現場技術業務）	令和6年度から令和7年度まで	14,000千円
水道用水改良事業（能登川ライン調査測量設計業務）	令和6年度から令和7年度まで	25,000千円
水道用水受託事業（東近江市上水道工事）	令和7年度	235,400千円
財務会計システム運用保守業務	令和6年度から令和11年度まで	24,575千円
水道施設点検業務	令和6年度から令和7年度まで	19,255千円
吉川浄水場排水処理施設運転管理業務	令和6年度から令和8年度まで	14,358千円
馬渕浄水場排水処理施設運転管理業務	令和6年度から令和8年度まで	32,159千円
馬渕浄水場活性炭注入設備運転管理業務	令和6年度から令和7年度まで	26,046千円
水口浄水場排水処理施設運転管理業務	令和6年度から令和8年度まで	24,873千円

事　　項	期　　間	限　度　額
吉川浄水場活性炭溶解業務	令和6年度から令和7年度まで	2,233千円
汚泥収集運搬・リサイクル処分業務	令和6年度から令和7年度まで	18,159千円
水道用薬品調達業務	令和7年度	205,086千円
吉川浄水場修繕工事	令和6年度から令和7年度まで	2,317千円
馬渕浄水場修繕工事	令和6年度から令和7年度まで	8,544千円

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道用水改良事業費	千円 93,600	普通貸借または証券発行	% 5.0以内	借入日の翌日から5年以内据え置き、40年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	**93,600**			

（一時借入金）

第7条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第8条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額

に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費　　455,817千円

(2) 交　　際　　費　　25千円

（他会計からの補助金）

第９条　特別高圧電力の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,011千円である。

（たな卸資産の購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、 1,170千円と定める。

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造